

持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者名の公表

関東製紙原料直納商工組合では、古紙持ち去り行為撲滅の一環として、持ち去り古紙を買い入れている事業者を特定し、当該事業者にこうした行為を二度と行わないよう厳重に申し入れる契機とするために本年2月からGPSによる追跡調査を実施しています。

実施後7ヶ月余りが経ち、別紙資料「GPSによる追跡調査結果」の通り持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者が絞り込まれてきました。これらの事業者は当組合員でないこともあってか、持ち去り古紙を買い入れないようにという当組合の要請に真摯に耳を傾け、撲滅に取り組む姿勢が未だ見受けられません。

そこで、当組合では、去る10月23日に開催した理事会におきまして、別紙「持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者の対処策」中の4の(1)の通り、常習的な買入事業者につき警告を発するとともに、事業者名を明示したうえで警告を発した事実を公表することを決定しました。

なお、あくまでも自主的に撲滅に取り込むことを促すという観点から、公表には今後3段階の手順を踏むこととします。

当組合は、これからも組合員が一丸となって古紙持ち去り行為の撲滅に取り組み、自治体はじめ関係者の皆様の信頼回復に努めてまいります。

平成25年10月30日

関東製紙原料直納商工組合

問合せ先 組合事務局 富所

電話 03-3833-4105

持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者への対処策

1 GPSによる追跡調査実施の経緯

平成23年6月、東京都環境局が公表した古紙持ち去り問題対策検討協議会報告を契機にして、当組合はメーカーへの誓約書の提出、「STOP The 持ち去り」ポスターの掲出、持ち去りを繰り返した組合員の除名など、古紙持ち去り行為の撲滅のためにさまざまな対策を講じてきた。

しかし、古紙持ち去りは依然深刻な状況にある。こうした行為がなくならないのは持ち去り古紙を買い入れる事業者が絶えないからだという自治体等の厳しい批判に応え、買入事業者を特定し指導するための方策の一環として、本年2月から3月にかけてGPSによる古紙持ち去り追跡調査をモデル実施した。

この実施結果を検証したところ、一定の成果が期待できることが判明したため、本年6月から当組合管内(1都6県)全域で本格実施することになり、現在に至っている。

なお、追跡調査結果は別紙資料の通りである。

2 成果

各自治体の協力によるGPSによる追跡調査結果から明らかになったことは、別紙資料の通り繰り返し持ち去り古紙を買い入れる事業者が絞り込まれてきたことである。

3 課題

持ち去り古紙の常習的な買入事業者はいずれも当組合員ではないこともあってか、当組合の申入に対して抜本的な再発防止対策を講じようとしていない。そこで組合としてこうした買入事業者にしかるべく対処する必要がある。

4 今後の対処策

(1) 常習的な買入事業者に組合として警告を発したことを公表

次の手順に従い、国・自治体、古紙関連団体、報道機関等に対して速やかに事業者名を公表する。

- ① 第1回目 自主的な防止対策の立案・実施を求める。
- ② 第2回目 次回は当該事業者に警告を発したことを公表することを通知する。
- ③ 第3回目 警告を発し、事業者名も示して警告を発した事実を公表する。

(2) 赃物故買による処罰

他人の財産を侵害する犯罪行為によって不法に領得された財物であることを承知して買う行為であるとして訴える。

なお、本件については、裁判上の争いも想定されることからもう少し具体的な条件整備が必要である。今後、関係者と協議し法制面を中心に詰めることとする。

追記(刑法の適用)

持ち去り古紙であると知っていながら、常習的に買い取っている事業者がいる。これは、盗品などをそれと知っていながら有償で取得しているということになる。

ついては、当該事業者を刑法第256条(盗品等に関する罪)により厳しく取り締まることを求めていく。